

慢性拳闘症

映画「あしたのジョー」で丹下段平を演じた香川照之が、「慢性拳闘症」という本を出版した。その中で、「13歳の時から拳闘症という重い病気にかかってしまい、今日も病と闘っている」と述べている。要するに、「ボクシングが死ぬほど好きだ」という告白である。何を隠そう、私も「慢性拳闘症」である。子供の時はテレビマッチが一番の楽しみであった。現在も月曜夜8時WOWOWのエキサイトマッチを欠かさない。学生時代は大阪府立体育館、社会人になってからは後樂園ホールに通っている。(自分で言うのも変だが) 普段の自分は温厚な性格と思っているが、試合が始まるとボクサー状態になる。そのため、妻や子にも観戦に同席してもらえない。



(竹内)

災害に関する主な税務上の取扱いについて

東日本大震災に係る義援金および法人や個人事業主が被災された方に対し支出する費用などの税務上の取扱いの一部についてまとめてみました。

詳しい内容は、国税庁HPまたは当事務所までお問い合わせください。

○義援金等を支出した場合

1. 個人の方が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。

2. 法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

○法人や個人事業主が被災された方に対し支出する費用など

1. 取引先に対する災害見舞金等

法人が、災害を受けた取引先の復旧支援を目的として行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

2. 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合の損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

3. 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

4. 自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

(大寺)

■労働保険の年度更新

労働保険の概算・確定の手続き時期が近づいて参りました。

労働保険料は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間「保険年度」を単位として計算されます。保険料は先払いして納付してありますので、確定保険料を計算して、不足は納付し、残りは充当又は還付します。

その額は、**すべての労働者**（雇用保険については被保険者）に支払われる**賃金総額**にその事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。（ただし、建設の事業の労災保険に係る分については異なります。）

■労働保険事務組合へ委託した場合のメリット

労働保険事務組合に労働保険（労災・雇用）に関する事務処理を委託することにより、

- ◇ 労働保険料の申告・納付などの事務を事業主の皆様へ代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ◇ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。
- ◇ 労災保険に加入することができない事業主・家族従事者も労災保険に**特別加入**できます。

↑↑
現場に出る事業主の方は特に必要だと思います。

（松村）

5月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満：請負金額 19,000 万円未満の工事＞（労働基準監督署）
31日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（障害・母子・準母子・遺児・寡婦）受給権者現況届
労災年金受給権者（1月～6月誕生月の者）定期報告（労働基準監督署）
※ 児童福祉週間（5日～11日）

5月の税務

- 1 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月16日
2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1) 特別徴収義務者経由、納税義務者への通知
(2) 通知期限…5月31日
3 自動車税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
4 鉦区税の納付
(1) 賦課期日…4月1日
(2) 納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
6 3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業税）・法人住民税＞
申告期限…5月31日

- 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞申告期限…5月31日
8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞申告期限…5月31日
9 9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分 申告期限…5月31日
10 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞申告期限…5月31日
11 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分）＜消費税・地方消費税＞申告期限…5月31日
12 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

徳島県の入札参加資格者名簿が発表されました。

県内業者の総数は1543者から51者減少の1492者。

土木一式工事及び建築一式工事については完成工事高条件や技術者条件があるものの、格付点数の高い順に以下のとおり格付け。

土木一式工事		建築一式工事	
特A	… 上位30社	特A	… 上位30社
A	… 次位200社	A	… 次位70社
B	… 次位400社	B	… 次位150社
C	… 次位700社	C	… それ以外
D	… それ以外		

完成工事高条件に変更はありませんが、土木一式工事の技術者条件については条件が緩和されております。詳しくは「さくら通信 2010 年6月号」または「徳島県電子入札ホームページ」を参照してください。

（岸上）

今回の震災で被害を受けた場合には、災害減免法が適用されます。災害減免法では、相続、遺贈、贈与によって財産を取得し、申告後に取得した財産に被害を受けた場合には、被害を受けた財産に相当する税額を免除することとしています。また、申告書の提出前に取得した財産に被害を受けた場合には、被害を受けた財産の価額を課税対象から除外することとしています。

このたびの震災で、被害を受けられた地方の1日も早い復興を祈っております。

がんばろう!! 日本

(坂田)

医療用機器等の特別償却を含む、平成23年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置については、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成23年法律第12号)」等により、その適用期限が平成23年6月30日まで延長されております。

医療用機器等の特別償却とは青色申告法人である医療保健業を営むものが、指定期間内に新品の医療用機器等を取得又は製作して、事業の用に供した場合には、普通償却のほか特別償却が認められるものをいいます。

特別償却限度額は

医療用機器等の取得価格×14/100(または20/100)

となっています。

(後藤)

今回から、決算書上の各勘定科目について簡単にご説明します。まず、売上高から、です。売上高とは、企業会計で用いられる収益区分の1つで、商品やサービスの提供など、企業の主たる営業活動によって得た収益を指します。業種により特有の科目を用いる場合もあります(建設業の「完成工事高」など)。

注意すべきなのは、「主たる営業活動」という文言です。A事業で2,000万円、B事業で3,000万円の収益を獲得したと仮定した場合、B事業の金額の方が大きいので自動的に売上高として計上すべき、と考えるのは誤りです。定款に記載されている事業で、主たる営業活動であると企業が認識しているかどうか。これを基準に、B事業収益を売上高とするかどうか判断すべきなのです。

(渡邊)

養老保険とは、契約中に一定額の死亡保障を維持しつつ、満期時には保険料の掛金総額とほぼ同額の満期保険金が支払われる貯蓄性を重視した生命保険のことです。通常の法人契約では、福利厚生の一環として、従業員等の退職金財源確保、遺族への死亡退職金などに利用されます。

(死亡退職金は贈与税ではなく相続税に該当します)

また、様々な契約形態によって、それぞれ保険料の取扱いが異なりますので、下記の表を参考にしてください。

契約者	被保険者	保険受取人		保険料処理
		死亡保険金	満期保険金	
法人	役員・従業員	法人	法人	資産計上
		役員・従業員の遺族	役員・従業員	給与・福利
		役員・従業員の遺族	法人	資産計上・・・1/2 損金算入・・・1/2

注) 保険料を1/2損金算入するためには、役員・従業員全員加入の要件を満たす必要があります

一方、保険料に関しては、掛捨て保険と比べて高額な商品となっています。

そのため、損金算入する目的で全従業員を対象にした場合、社外流出する保険料の負担が大きくなるので注意する必要があります。

注) 保険会社や契約形態によって内容が異なる場合がありますので、詳しい事はお問い合わせ下さい。

次号は定期保険となります・・・

(待田)

この度、4月1日付で税務部門において、人事異動がありました。
席の配置換えもあり、気分もリニューアル(*^*)
大幅なメンバー移動がありましたので、今月はそれぞれの課の紹介を
再度させていただきます。今後ともよろしくお願いします！！



(平野)

資産税課

これまでの3名体制（船野部長、坂田、久保脇）から、1名増員し4名体制となりました。新加入の渡邊氏を紹介します。

渡邊氏は、井上課長率いる第二課からこのたびめでたく？資産税課に配属となりました。資産税課の入課試験（お酒が飲めるか？おいしいラーメン屋が3件以上言えるか？）も見事突破され（えっ？そんな試験はなかったですか？(*^_^*)）、今後の活躍が期待される好青年です。

渡邊氏より一言。「足手まといにならないように、一日も早く資産税課の色に染まるよう頑張ります！」

これまでの3名ともどもよろしくお願いします。

第1課

税務部第1課はこの度の人事異動で5人体制から平野さんをむかえて6人体制になりました。また同時に所内で席替えが行われ、事務所の入り口近くに配置されました。平野さんは入社してから異動前までの6年間、坂東課長の元で働いておりました。現在、広報委員会の委員長やボウリング部の部長として、また職員の中では一番笑顔が絶えない職場一のムードメーカーです。そんな新メンバーをむかえたNEW1課の活躍をご期待ください。

第2課

男性課長Iさんを筆頭に、とっても気のきく姉御肌のO課長補佐と、やっぱりハズレくじを買うのが好きなS課長補佐。いじられキャラで不動の位置を勝ち取ったMさんと、子供が2人いるとは思えない若さのHさん。

それに私Iを加えたメンバーは、まだ一緒にいる課になって日が浅いので、バリバリ稼ぎ頭の優しいI課長の（おごり♥の）もと、ランチミーティングで親睦を深めていきたいです🎵

第3課

第3課は、さくら通信61号にて、男性課長1人・女性4人の‘アラフォーハーレム？’と紹介しましたが、1年4か月の間に行われた課員の入替により、現在は男性2人・女性3人となりました。

課長は、ハーレムが解消された（アラフォーは変わらず）にもかわらず悲しみもせず、今日も楽しそうに個性豊かな課員をまとめようと奮闘しております。

第5課

5課の特徴は、課長をはじめ、新入職員の方も入り、とにかくみんな若い！！と、言いたいところですが、この度の異動で5課でお世話になることとなり、申し訳なくも平均年齢を上げてしまうこととなりました・・・。手の届かない物をいかに動かずにとるか、そんなことをしつつ考えてしまう私には、明るい声とフットワークの軽さは、いい刺激となります。会話についていけない不安がありました。声は黄色くても、内容は・・・安心といったところです！
心機一転、若いパワーをもらいつつ、頑張っていきたいと思います。

新入職員紹介

4年ぶりに新卒の新入職員が入社しました(^_^)

新メンバーを迎え、気持ちを新たに頑張っていけますので、よろしくお願いします。

はじめまして、新入職員の近藤三恵です。4月からさくら事務所の一員になりました。

入社してもう一月が経ちましたが、まだ慣れないことばかりで右も左も分からずアタフタしている状態です・・・(^_^;)ですが、新しい環境に新しい生活と、とても新鮮な気持ちで毎日を送っています(^ω^)

まだまだ不慣れなことも多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、1日も早く仕事を覚えられように一生懸命がんばりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。